



すみりんニュース

No.64

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 第26回住吉・住之江じんけんのつどい 福祉第2分科会
「人権のまちづくり～“隣保館”と“地域福祉計画”の役割をかがえる～」
講師：大北規句雄（株式会社 HRC コンサルティング代表取締役）……………1-11
- 沖縄訪問報告～沖縄辺野古基地移設反対、「オガリ像」の沖縄での設置を求めて～
友永健三（公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長）…11-15
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
2019年 住吉地区新年互礼会の報告……………15
ご寄付のお願い……………16
賛助会員を募集しています！……………16

昨年12月8日（土）午後3時15分～5時まで、住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）1階近隣交流スペースにおいて「第26回住吉・住之江じんけんのつどい」の〈福祉・第2分科会〉が開催されました。この分科会で、大北規句雄さん（株式会社 HRC コンサルティング代表取締役）から「人権のまちづくり～“隣保館”と“地域福祉計画”の役割をかがえる～」と題した報告がありました。

2016年4月、民設置民営の隣保館としてすみよし隣保館 寿は開設され3年が経過しようとしています。様々な面で活用されている半面、持続可能な管理・運営の面で課題を抱えています。

その点では、大北さんの問題提起は、示唆に富んだもので、すみよし隣保館 寿のみならず、多くの隣保館の今後の事業展開に役立つものです。当日の報告のテープ起こしをもとに大北さんに校正していただいたものを、以下に掲載しますので、各方面での活用を期待します。

なお、当日の参加者は、25名でした。（事務局）

■第26回 住吉・住之江じんけんのつどい 福祉第2分科会 「人権のまちづくり～“隣保館”と“地域福祉計画”の役割をかがえる～」

講師：大北規句雄（株式会社 HRC コンサルティング代表取締役）

<はじめに>

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました大北です。このすみよし隣保館の理事もさせていただいています。大阪市では、この住吉と

西成が民間の隣保館として動いています。これらの事業がモデルになり各地に広がっていくために、私どもも一生懸命頑張らなければいけないと考えているところです。今日は限られた時

間での報告なので、エッセンスを少しだけお話しします。その後、現在、住吉で取り組まれていることを友永理事長から聞かせていただいて、私も一緒に学びたいと思っています。

私が説明させていただくのは、「隣保館とは何か」ということです。隣保館とは何かということを行行政の人と話すことがあります。未だに同和対策で建てられた同和地区の建物であると思われています。現況としては同和地区にしか残っていないので、同和対策の延長線上の施設であると思われているところもありますが、実際はそんなことはありません。

今日、報告したいことは、「セツルメントとは何か」ということと、この2018年は、隣保館にとってものすごく大切な年であるということです。「2つの100年」となる2018年に隣保館を考えるということと、もう一つ大事なことがあります。それは震災時の隣保館の役割です。今年の6月18日に大阪北部地震が起きました。私は茨木市に住んでいるので、まともに家の中がぐちゃぐちゃになりました。阪神淡路大震災の時も本当に怖かったのですが、今回ほど怖い思いをしたことはありませんでした。その時の経験から、隣保館はどのような役割を果たすべきなのかということを中心に報告できればと思っています。

《2つの100年が意味するもの》

まず「2つの100年」というテーマからです。今年、米騒動から100年、そして方面委員の誕生から100年の年になります。12月初旬まで大阪歴史博物館で『大阪の米騒動と方面委員の誕生』という特別記念展をしていました。みんな考えることは一緒だと思いつつながら、この100年をどう捉えるのかということを中心に隣保館の立場から考えていこうと思います。

○米騒動から100年

米騒動(1918年)には、被差別の部落の大衆がたくさん参加しました。そして見せしめのように部落の人たちが検挙されました。参考書を読むと、特に女性は、35名の検挙者のうち34名が同和地区の女性でした。米騒動の後のこのような対応を見ても明らかに、見せしめとして同和地区の役割が使われているということがわかります。

この米騒動は、日本の治安の政策を根本から変えます。これまでの上から押さえつけるだけの治安の方法では行政はもたないというふうな思っただけでしょう。そこで登場してくるのが福

祉という事業です。その代表的なものが隣保事業といわれています。

大阪での最初の隣保館事業は、1921年の部落改善駐在員派遣制度です。6つの管区方面に駐在さんを派遣しました。これから暴動が起こるかもしれない、あるいは貧困地域として集住しているという6つの管区に駐在さんを派遣して、隣保事業として相談にのるとということが最初の事業でした。

また国は、米騒動が起こった1918年から2年後の1920年に、改善費5万円を計上して隣保館の建設にあてました。これを見ていただいてもわかるように米騒動は日本の隣保館の事業の中でとても大きな役割を果たしました。特に同和地区隣保館という役割を大事にしてきたと思っています。これがまず1つ目です。

○「方面委員」設立から100年

2つ目は、方面委員ができてから100年になります。方面委員というのは、今の民生委員の制度です。

次にお話しするのは、有名な逸話なのでご存知の方もいるかと思いますが、林市蔵という当時の知事が方面委員の制度の議論を当時していました。淀屋橋の橋のたもとで、梅田を背にし、難波の方に向いて、左側が大阪市役所つと斜め右前にミズノの淀屋橋店があると思います。昔、あそこは散髪屋でした。林知事がそこで散髪をしている時、橋のたもとに夕刊売りの親子がいました。林知事は、この親子がなぜみずぼらしい格好で夕刊を売っているのか調べさせました。そしたら、お父ちゃんが事故でケガをし、寝ていて、その日食べるものもないということでした。その時、林知事は、行政がいくら制度をつくってもダメで、本当に制度が必要な人にその制度をつなぐ役割の人がいるんだということを感じ立ちます。そして、ドイツのエンバーフェルトと2年前から岡山でやっていた済世顧問制度を参考にしながら、大阪で方面委員制度をつくったと言われています。

今、ミズノの前あたりに民生委員発祥の地として碑があります。それから100年経った年が今年です。

なぜ「隣保館と？」と言われるかもしれませんが、この方面委員の設立趣意書には、隣保相扶という表現が出てきます。隣近所が助け合いながら、相互に事業を展開していくことの必然性を方面委員がその調整をするんだということが書かれています。

隣保館ができる100年前に思いをはせると、その当時に隣保というセツルメントの事業の持っていた意味が、地域の中でのものすごく大きかったんだなというふうに思います。それから100年の年になります。ちなみに夕刊売りの話は、後でできた話です。これが2つの隣保館についての話です。

《セツルメントという社会事業》

隣保館とはそもそも何か。もともとはセツルメントという事業になります。これはみなさんご存知だと思います。

イギリスで福祉的施策がはじまります。最初にはじまったのは、慈善組織協会(COS)という運動です。日本でいうところの社協のようなものです。この人たちがはじめて様々な運動をしていきます。

○福祉の持つ両側面

福祉には2つの大きな流れがあります。1つは「救貧」という考え方で、貧を救うという考え方です。これがイギリスではじまりエリザベス救貧法になり日本に流れてきます。この代表的なものは、生活保護の制度です。ただ、救貧の制度は、とても厳しかった使役や労役を伴うということの中で当時からかなり反発がありました。日本でも制限をめぐって色々なことがあったと当時から言われていました。

もう一方の制度は、「防貧」という、貧を防ぐという制度です。社協の一時のスローガンは、「救貧から防貧へ」というのが大事なスローガンとして残っていたと思います。この防貧の一番大きな事業がこのセツルメントでした。

○セツルメントと日本の社会事業

ここに年表を書かせていただきましたが、1884年イギリスの「トインビーホール」というのが最初に創設されます。ここでセツルメントの事業がはじめておこなわれます。当時、イギリスは産業革命後の疲弊した様々な貧困課題や都市課題が集中していました。これらをどう解決していくのかということと、もう一方で、救貧としての制度が色々あったけれども、その事業に対する反発など色々なことがありました。このトインビーホールでは、当時の学者などインテリの人たちが集まって自分たちの学んだ知識を貧困状態にある労働者たちに分け与えていくということからはじまりました。だからセツルメントの運動が日本に入ってきたときは、最初から隣保という名前ではなくて、大学拡張運動という名前が入ってきたりしていました。

セツルメントの多くは、地域の中でももちろん隣保館として取り組まれたところもありますが、大学の中で多くセツルメント事業がされます。今でも2つぐらい残っています。たぶん神奈川大学とどこかにセツルメントが残っていると思います。(東京)帝大セツルメントとか京大セツルメントなど非常に有名なセツルメントがおこりました。

このイギリスではじまったセツルメントという事業が、世界各国に飛び火をします。有名なのはアメリカの「ハルハウス」です。これは今、シカゴ大学に記念館が残っています。これを主宰したのがジェーン・アダムスという人です。福祉に関わっている方は名前を聞いたらピンとこられる方がいると思いますが、ノーベル平和賞をとった人です。彼女は、アメリカのハルハウスで何をしたかということ、ネイティブアメリカンの人たち、特に女性たちの権利擁護をしたり、あるいは黒人の女性の権利擁護や母子の取り組みを積極的にやったりしました。こういう流れが日本にも入ってきます。

日本で最初のセツルメントは東京神田三崎町で行われたキングスレーホールだといわれています。多くの論文にはキングスレーホールが日本の最初のセツルメントだと書いてありますが、実際は違います。実際は、岡山市の同和地区である花畑地区というところで行われた花畑日曜学校です。これはアリス・ペティ・アダムスさんという人がはじめました。これが日本で最初のセツルメントだといわれています。

社会福祉法人の前身は、ほぼこのセツルメントだと思っていただいて結構です。また、このセツルメントの前身は、キリスト教系や仏教系のチャリティなど宗教者によるものと、もう一つ大きなウエイトを持っているのが、当時の仁侠と呼ばれた人たちや警察の人たちです。この人たちの多くがセツルメントをおこします。

片山潜がやったということに代表されるように当時のセツルメント運動は、アカの運動として位置付けられていました。だからあまり拡散させない

ように、目を光らせるというのが国の方針であったようです。片山潜と



というのはご存知のように、日本共産党をつくられた人なので、この人たちが熱心に労働新聞等をあわせてセツルメント運動をしました。

この事業がもっともすすんだのが大阪でした。みなさんが知っている福祉法人の名前が全部ここにあると思います。例えば、1910年代に書いてある弘済会です。これは大阪市の事業を一括で引き受けた社会福祉法人です。弘済会は、セツルメントとしてスタートしました。その横にある1912年・自彊館。これは西成のホームレスの事業を今も一生懸命されています。石井記念愛染園というのは、石井十次さんという児童擁護に一生懸命取り組んでいた方がはじめた保育事業が最初に行われました。石井十次さんは、実は岡山の花畑地区で、アダムスという人と一緒にやっていた隣保事業を大阪や九州・熊本などで芽を蒔いていきます。あと、もう少し有名なのは、興徳寺善隣館です。仏教系の隣保館でセツルメントです。ここの主宰者が、佐伯祐正さんという方です。この人の弟さんは、佐伯祐三という非常に有名な洋画家です。大阪市がたくさん佐伯画伯の絵・パリのモンマルトルの絵を買って一時期問題になったと思います。この佐伯画伯のお兄さんが佐伯祐正という人です。この佐伯住職は、全国の浄土真宗のお寺に檄を飛ばしました。「すべての穢多寺は、隣保館をすべきだ」と言って檄を飛ばしています。あと御堂とか四貫島セツルメントとかあります。

○水上隣保館について

次に隣保館がおもしろいと思ったきっかけをお話しします。1930年代の水上隣保館です。水上隣保館は、もともとは天保山にありました。年配の方だったらご存知だと思いますが、『泥の河』という映画を観られた方いらっしゃいませんか。加賀まりこさんが主演されていてまだ白黒でした。私は、アーカイブで観ました。映画の後半にでてくる水上で暮らしている港湾労働者の人たちの子どもたちの児童擁護をはじめたのがこの水上隣保館です。今は、山崎のサントリーの横でキリスト教保育専門学校という水上隣保館事業をされています。

○日本最初の公設置公営の隣保館

このセツルメントが隣保館のルーツになります。隣保事業は、最初、セツルメントと入ってきました。日本では、大学拡張運動として、大学でセツルメントがおこります。例えば、帝大セツルメントや京大のセツルメントなど色々なところでおこります。これらのセツルメントは、大学拡張運動として位置付き、もう一方

は、後々社会福祉法人になっていきます。これが80ぐらいありました。その中で、一番みなさんに報告しておかなければならないのが、1921年・日本最初の公設置公営の隣保館についてです。セツルメントという表現がなぜ隣保館になったかということです。当時あった5人組の思想と中国からきた国防の思想で「隣保」というのがあったので、これが結びついて日本語として隣保事業という表現になりました。

セツルメントを純粹に言うと「入り込む人」という意味です。名前からもわかるように色々な人たちが地域に入って活性化していくという事業としてご理解いただけたらと思います。

日本で最初の公設置公営の隣保館は、大阪市民館です。これは、非常に有名な施設になります。天六の商店街の一番北、今の大阪くらしの今昔館あたりにありました。昔は、碑がありました。しかし、この間行ったらなかったの、どこか再整備されたのかも知れません。

日本発の公設置公営隣保館の最初の館長は志賀志那人（しがしなど）といいます。この人は、有名な人で、ここで行った事業が画期的でした。

この大阪市民館をつくる時、先行して行われてきた様々なセツルメント関係者の多くは、この市民館を猛烈に反対します。社会事業年鑑を読んでも、むちゃくちゃ反対しています。その理由は、行政は本来、制度から漏れる人をつくらぬ制度をやるのが本旨である。しかしながら落ちた人を救うこういうセツルメントや隣保事業になぜ行政が手を出すのか、落ちない人をつくることに本旨を置くべきだということでした。これはもっともだと思います。これに対して当時の大阪市は、「確かに理屈はそこにあるかもしれないが、いまや貧困地域の課題は、いち篤志家だけで解決できる問題ではなく、行政がこれについても責任を持ち、相互的に事業をすすめるべきではない課題である」と答えていました。すごいですね、この時代にこんなことを言っています。

実は、この志賀志那人が行った事業がすごかったんです。画期的社会事業として新聞でもてはやされます。どんな画期的事業かというと、2つあります。1つは、風呂屋社会事業です。労働者と一緒に風呂に入って、背中を流しながら「今日は大丈夫か」と言って相談に乗ったという事業です。この事業は、画期的社会的事業としてもてはやされます。なぜ評価されたのか。これまでの福祉は、施しの事業であったり、上から目線であったり、救ってやるといったり、

そういう感じが出ていました。だから働く人と同じ目線になり、一緒になって、相談に乗るといったのが新鮮だったのだと思います。

もう1つは、彼は議会から反対されようがどこから攻撃を受けようが水平社や労働組合とかに部屋を貸し続けます。大阪市営なのに貸し続けます。そして、もっとすごいのは、母子家庭のお母さんを集めて、要求者組合と当事者組合をつくり、その代表を市民館の運営委員に入れました。赤ちゃん審査会というのをやります。審査会というものは、比べるのではなくて、要は今の母子健診をやってその代表をこの中に入れ組み込んでいます。実にすごいことをしてきました。この成果がもの評判になったので、公設置公営の隣保館を否定する声はなくなり、14箇所までに広がっていきます。

《セツルメントと被差別部落》

実は、部落には意識して隣保館が導入されます。この理由が米騒動です。当時成果の上がっている隣保事業を治安のために活用し、今後の予防も含めて暴動を起こすかもわからないところにちゃんと置いていこうとなされました。そして5万円の予算がついた事業で、最初に公設置公営で、部落を意識した事業としてすすめられました。そして、京都で6つの託児所併設型の隣保館がつくられたのが、公設置公営の同和型隣保館の最初でした。

賀川豊彦のこともお話ししておかなければと思います。この間、NHKの『知恵泉』で賀川豊彦のことをやっていました。賀川豊彦さんのことは、福祉関係の方はご存知の方がいると思います。試験のときにちょっとは出てくると思うのでご存知だと思いますが、日本人が知らない世界で最も有名な日本人と言われたのがこの賀川豊彦です。NHKの『知恵泉』では、賀川豊彦の積極面が結構描かれていましたが否定面も結構あります。賀川豊彦をめぐる一部の人からは、賀川豊彦は差別者だという言い方をしている方もいます。その側面もなきにしもあらずです。賀川豊彦は、神戸の葺合新川で活動をしていました。43号線をずっと走っていただいて三ノ宮に入るところの右側にイエズス会のキリスト教病院があります。その4階に賀川豊彦の記念館があるので、また、見に行ってもらえたらと思います。賀川豊彦さんは、ここで生協や労働組合の活動を盛んにします。もともと賀川豊彦さんは有名でしたからここに奈良から西光万吉さん達3人の青年が勉強しに行きます。そ

してここで生協活動を学びます。奈良の御所へ帰り、つばめ会という互助の組織をつくります。

組織をつくりましたが、彼らは物足りなくなりました。例えば助け合いと互助の機能だけでは、世の中変えていけないし、差別に対峙できません。それで彼らは水平社をつくります。水平社をつくる時に賀川豊彦に、反対されます。お上に刃向かうようなことを運動としてするのはいかがなものかと言われます。ただ、賀川豊彦は労働組合をつくっているのだから、たぶん自分の手を離れることへの、抑えられないことへの不安感があったのかもしれない。賀川豊彦は水平社をつくることに猛烈に反対します。最後は、水平社宣言のことを「悪の福音」とまで呼んでいるので、よっぽどだったと思います。

賀川豊彦の『死線を越えて』という有名な本があります。私も少しちょっと読みましたが、その中で部落差別を人種差別起源説に基づくような表現をしています。

《今年は地域福祉が大きく変わる「節目の年」》

今日の本題です。福祉における隣保館の役割について、2つの100年というのを最初に言いました。この100年の年が隣保館にとって大事だと言いました。そして、もう一つ、この100年を今年に対峙するということがもっと大事だということなんです。

それは何かと言うと、2017年に介護保険の関連法案が一括で変わり、様々な地域包括をつくっていくための関連法案がそれぞれ変わりました。そのうちの一つである社会福祉法も変わりました。これが2018年4月、今年の4月から動き出しています。何が変わったかと言うと、地域福祉を担う団体・主催を「地域住民等」という表現をして、幅広く捉えたということが一つです。そして解決すべき課題として介護や貧困など色々なことを挙げ、解決すべき課題を地域住民生活課題として捉え、解決していこうという法律に変わったんです。

この話は聞いていただいていると思いますが、この「地域住民等」のなかに隣保館が入ります。そして、「生活課題」のなかに部落問題が入るということ厚生労働省が言いました。そのことについては、解放新聞等で書いていただきました。ただ大事なことは、この「地域住民等」に隣保館が入ることに対する議論を僕らがどう捉えていくかということです。これはライフサポート協会の村田進さんが一番専門だと思われていますが、実は日本の福祉は、行政しかしたら

ダメなことに今もなっています。憲法 89 条という規定があります。憲法 89 条はどんな規定かという、公金の支出規定という規定です。福祉、慈善の事業、及び教育については、公金を公の支配に属さない団体がこれを使途することを認めないという憲法が今でもいきています。20 年ぐらい前に、この憲法の条文をめぐって問題になったことがありました。どこが問題になったかという、高等学校の私学助成です。これが公金の支出規定にひっかかるのではないかと。盛んな議論がされて、高等学校はたとえ私学であっても公の支配に属するんだということで、これはクリアしました。

福祉はこの概念に当てはまらないということもあったので、早くから社会福祉事業法を憲法ができた 2 年後に改正して、「お上」とみなす団体をつくりました。つまり「お上」しか福祉はできないので、行政がそれらをやっていたら大変なことになるので、この組織を「お上」とみなしましょうという団体を、事業法をつくって決めました。それが何かと言うと、社会福祉法人という団体です。だから社会福祉法人は、「お上」なんです。

この人たちが福祉をしていましたが、今年、大幅に変わり、地域住民も「お上」とみなすとか公の支配とみなすとかということになりました。その中に隣保館が入っています。つまり隣保館の位置を我々が意識して変えなければ、すっどってしてしまうという心配があります。

《隣保事業（社会事業）登場の歴史的背景と目的・意義の再構築について》

近代的福祉と隣保館の事業、社会事業の位置というのを書いた図です。なぜこんなことを持ち出したかという、実は、今度の「我がごと・丸ごと」という社会福祉事業法の改正は、戦前に行われていた社会事業としてのリバイバル版ではないのかと多くの学者から言われています。私はその通りだと思っています。では、なぜリバイバル版と言われているのか、説明するためにこのグラフをつくりました。

日本の近代的な福祉がいつからはじまったのかは色々な議論があります。私なりに整理をし、分析しました。一つの考え方として、聞いていただければと思います。

戦前を 4 つの時代に分け、戦後を 1 つの時代にしました。行政の文言で「福祉」をどう呼んでいたかということで分けました。最初は「慈善事業」と呼んでいました。つまり施しの事業

として福祉はありました。その次に「救済事業」に名前が変わります。そして、「社会事業」に変わり、「厚生事業」に変わっていきます。

慈善事業のスタートを私は、中央慈善協会がはじまった時だと思っています。中央慈善協会とは何かと言うと、今の全国社会福祉協議会・全社協と呼ばれる組織です。これをつくったのは誰か知っていますか、渋沢栄一です。これで「あっ」と言ってくださった方は渋沢栄一のことをよくご存知だと思います。渋沢栄一は、日本の近代化の父と言われていて、銀行を作って株式制度をつくったり、導入したりということ、富国強兵に大変力を入れた人です。日本の近代国家の礎をつくったと言われているこの人がなぜ福祉をつくらなければならなかったのか。労働力を再生産するための福祉の役割を一番わかった人というふうに言われています。

そして、1918 年、水平社ができる前後ぐらいの時期に社会事業として日本でセツルメントが非常に活況になりました。この大きな一つのできごとが方面委員だと思っています。そして戦前は、強い優秀な国民をつくるという名前のもと「厚生事業」として位置付くということになります。

実は、社会事業の中には、2 つの事業がありました。1 つは積極的社会事業と言われる事業と消極的社会事業と呼ばれる 2 つの部分がありました。消極的社会事業とは何かと言うと、今の福祉サービスの事業です。金銭給付やサービス給付の事業です。

積極的社会事業というのは、組織化とか主体性の確立とか自立の寛容とか「一緒に頑張るやろうや」というようなものです。識字でいうと、お金を出して識字の事業をつくるのと別に、みんなで助け合いながら要求者組合をつくったりいろいろなことをやってきたりという、支えていく事業のことを積極的社会事業と言います。

この 2 つが当時の隣保事業、セツルメントのなかで大事な柱として育っていました。ただ、この 2 つの事業が戦後の改変のなかで変わってしまいました。支えていくこと、自立と寛容、助けていくということ 2 つを本当は一緒に福祉の中身にしなければならなかったんですが、連合国総司令部 (GHQ) が認めませんでした。

SCAPIN という指令を出して、消極的社会事業については、社会福祉事業として厚生省の事業にしました。もう一方の事業・積極的的事业を公民館の事業にしました。だから、昔の公民館は、生活保護の申請を受け付けていました。あ

るいは料理教室をやっていたり、労働組合との関係で労働相談会をやったりとかしていました。そういうことを昔は公民館でやっていました。

戦後のGHQを含めて何が心配だったかという、貧者と運動が結びつくことです。当時はそれを嫌がったんだと思います。だから福祉としてサービスすることは厚生省としてサービスを提供する。自分たちで励ましあいながら、立ち上がったりすることは、全部公民館の事業にしました。例えば、梶川さんが頑張ろうと思って頑張られない・その背景に差別があるんだしたら、その差別をなくしていくという事業を全部公民館の事業にしました。

こういうかたちでスタートしたんですが、1949年の社会教育法のなかで公民館法が変わります。これで大事にしてきた積極的事業の部分をごっそり削ぎ落とされて、今でいう生涯教育や公民館事業の今の柱に変わっていきます。

この時に怒ったのが、セツルメントの運動をしていた多くのメンバーです。そして何をしたかという、国がこんなかたちをするんだしたら、我々は地域の中で積極的社会事業を繰り広げると言われて行われたのが市町村社協のはじまりだと言われています。だから全社協ができて市町村社協ができたのではなく、全く別なアプローチとしてスタートしました。

今やろうとしている「我がごと・丸ごと」という事業の「我がごと・丸ごと」の事業は、積極的社会事業と消極的社会事業を復活させようというものです。つまり、今の福祉のサービスと地域を耕すことをともに。一緒に考えていくこととか、支えの機能とか、昔の社会事業であった、2つに分けてやっていたことをもう一回復活させようとしているんです。

この事業を戦後70年間細々とずっとやってきた組織、それが同和地区の隣保館なんです。同和地区の隣保館はそんな組織なのに、福祉の間からはやっぱり評価されていません。まったく無視されています。ある有名な大学の先生は社会福祉法の中で、隣保館は、かたちが変わった。ただ、戦前の社会事業とは、似て非なるものになったという表現をして同和地区の隣保館を評価していません。

その理由は2つあります。一つは人権の施設にしてしまったことです。何もそれは悪いことではありません。

水平社は、水平社第14回大会までは、治安の組織としての隣保館というのがあったので、地域の中に隣保館を建てることを猛烈に反対し

ます。しかし、第14回大会でそれがたとえ権力・為政者の手先となったとしても、我々がどのように活用していくかによってその建物の価値が変わるという表現をして認めます。それからは居場所が必要であるという議論が大事になり、燎原の火のごとく全国にたくさん隣保館が建っていきます。

隣保館を建てるのが、国としても地方としてもものすごくシンボリックな事業になって、高度経済成長と合ったということもあって、行政も目的のなかで建てていくということになります。それをあたかも我々が隣保館要求をして隣保館を同和対策のなかで建ててきたというような流れに今なってきています。そういう意味で我々は、隣保館とか、セツルメントと呼んだらよかったかもしれませんが、自分たちが自分たちのアイデンティティのなかで、イデオロギーをもって施設を運営するんだということもあったので、それぞれ変わった呼び方でこの隣保館を呼びます。大阪では解放会館と呼びました。それは人権の組織として地域のなかの人権ということをおソライズしながら事業をしてきたという、自分たちの思いだったと思います。

もう一つは、福祉の側から同和地区の隣保館をある意味蔑んだんだと思います。それはなぜかという、行政の手による運営だったからです。それは福祉の関係者からするとやっぱり異端なものとして写ってしまった。この2つがあって同和地区の隣保館は忘却の彼方に追いやられたと私は思っています。

《民間セツルメントの衰退と同和地区の隣保館》

次はもっと大事なことです。あれだけ大阪にあった隣保館・セツルメントが、なぜ今、部落にしか残っていないのかということです。ここが今後ヒントになるかもしれません。

答えから先にいうと、国は、同和地区の隣保館・セツルメントにしか金を出しませんでした。生野などいくつかの場所からも申請は上がっていたようです。しかしながら同和地区の隣保館以外認めませんでした。理事長やみなさんもご存知だと思いますが、隣保館の補助金で、隣保事業補助金というのはありません。隣保館への補助金は、地域改善対策費のなかの隣保館の補助金という枠組みでありました。そして、もう一つこの補助金の変わっていたところは、事業費ではなく、館長を置く事業の補助費なんです。これは隣保館の大事な宝です。それは何かと言うと、どの事業をしたらどの補助金がでる

というのが国のだいたいの事業の流れなんです。しかし、隣保館の置かれる地域の課題は、それぞれ千差万別です。つまり差別は色々なかたちで出てきていて、それを解決するためには、その館長が地域のことをよく知り、その課題を踏まえて社会発信をして差別をなくしていくということに取り組みましょう。つまり事業費という枠組の中では解決できない枠があるので、館長さんを置く事業によって隣保館を運営し課題を解決していこうというものです。これは隣保館のおもしろいところです。

結論から言うと、部落の隣保館しか隣保館への補助金を認めなかったということが一つです。もう一つは、戦後福祉は、縦割りになります。高齢者は高齢者、母子は母子、障害者は障害者、それに付随するかたちの中で、障害者会館、あるいは母子会館ができたという施策体型がつけられていきます。サービス福祉を提供しようと思った時に縦割り枠の論議にどうしても当てはめなければならなりません。それまでやってきた多くのセツルメントは、隣保事業としての補助金を申請しても通らないということもあったので、自分たちが最も得意とする分野を中心にした社会福祉法人に変わらざるを得なかったのです。国のサービス福祉の形状に応じて、例えば自彊館であったらホームレスの人たちへの事業、水上隣保館であったら児童の事業というように事業申請をし、補助金をとり、それぞれの得意分野の社会福祉法人に変わっていかざるを得なかったのです。つまり、サービス福祉の制度化に適応するようなかたちでしか、社会福祉法人運営をすることができなかった。総合性・統合性を持った同和地区の隣保館は、同和对策事業の枠組みとしての補助金で生き残るしかなかありませんでした。そのため結局、隣保館という肩書きは残らなかったのです。

そして、もう一つ、隣保館というのは、総合性ととも思想性・運動性を大事にしました。「頑張れ」とか、「弱者固まれ」というのを大事にしてきました。戦後のサービス福祉の特徴で、サービスは科学的に提供するとか、ケアマネジメントの計画の中で個人に頑張れというのは、遅れた福祉だと思われてきました。そのこともずっとあって、このサービス福祉の制度化の中でこの隣保館の事業というのは福祉の枠で馴染まなくなりました。この2つのことによって、ほとんどのセツルメントは、全部得意な部分で社会福祉法人として機能してきました。

みなさん、これ今考えてくださいね。今この縦割りのサービス福祉があかんとって、統合でなく、地域を面とした支え合う仕組みをつかって、励ましあいながら、特別な存在ではなくて、受ける側が、支援する側にまわれるような地域社会をつくろう。そのためにいろんなことの取り組みをしていこうとして、地域包括ケアをやろうと、やっているわけです。つまり隣保館の潰してきた経過をもう一度リターンをさせようというのが今の「我がごと・丸ごと」の事業なんです。つまり隣保館の事業は、これからは例えば地域福祉などの場でいかなければならないというのがなんとなくわかっていたのではないかと思います。

《日本版 CCRC の取り組み》

CCRC の古い資料ですが、これを見てください。安倍総理大臣が2年前に金沢に行きました。CCRC (Continuing Care Retirement Community ・継続的なケア付きの高齢者たちの共同体) の一つであるシェア金沢という生涯活躍の街に行き、素晴らしいと言って帰ってきました。そしてこのようなまちづくりをしなければならないと言って、CCRC を推進しました。それが生涯活躍の街と名前が変わりました。

この CCRC というのはおもしろい事業です。大学が連携する事業で、地域住民は、ずっと地域に住み続けられるのです。つまり何が言いたいのかというと、今の日本では、身体状況に応じて自分の住む場所を変えていかなければなりません。日本では、例えば元気な時は良いですが、身体状況によっては特養に入らなければならないとか、住む場所を変わらなければならない。CCRC は、その地域で、その居住を予想して住んで行こうというもので、母子支援なんかでもされている事業です。

金沢の事業は、僕も3回ほど見に行きました。一緒に行ったみんなは感動していましたが、僕はほとんど感動しませんでした。これだったら住吉や西成、うちの東大阪の方がもっとすごいと思いました。なぜこれが評価されないのかと思いました。それは、住吉はちょっと違いますが、大阪府の同和地区は、全部行政が運営をし、それぞれ行政のサービスが縦割りで、住民を起点にして、それぞれがネットワークを組みながら一つひとつ集まるという仕組みがなかなかできていません。それと隣保館という機能が今や貸館の機能に変わってしまい、その調整力・総合力を発揮できていないということがみえていま

せん。でも実は、部落の仕組みというのは、捨てたもんでなくて、これが自分たちで運営するというのを合わせて、住民を核にしながら力合わせをする。そういう意味では、住吉がやろうとしていること、例えば社会福祉法人があり、公益財団の隣保館があり、あるいは医療の関係の法人があって、住むというところがある。この議論をしっかりすることは、たぶんこれからのまちづくりの一つの大きなモデルになるのだと思います。その核になるのが隣保館だと思います。だからこそ、我々ももう少し隣保館のことを表現していかなければならないと思っています。

《同和地区の隣保館の運営に関する私的考察》

最後に公設置公営の隣保館についての議論があります。大胆に私案だけ言います。私は、15年前ぐらいから隣保館の民営は避けられないと同時に隣保館の運営の民営が、例えば行政責任の放棄になるのか、ということはずっと言い続けてきました。

○セツルメントの究極の目的は何か

公設置公営の隣保館を考えてください。私は、隣保館の究極の目的は何かと考え続けました。私の出した結論は、その隣保館の運営ができる地域の人たち・当事者の組織をつくり、その人たちが自分たちで地域経営をし、隣保館経営ができる、そういう力と組織を育てていくことでした。これが究極の隣保館の目的だと思っています。その人たちが自分たちの力の中で助け合いの機能を発揮し、色々な動きをつくるのが、隣保館の目標ではないかと思っています。

高島進という戦前の社会学者はこれをはっきりと言っています。あるいは岡村重雄という大阪市立大学の有名な研究者も同和地区の隣保館を調べながら公設置公営の隣保館と民営のセツルメントの違いを述べています。最初に建てる時に金があるから、公設置で建て、民営で運営する隣保館がふさわしいと言っています。私は、住田利雄さんはすごいなと思います。当時は、行政がやらないとおかしいと言った時代です。その中で、施設を行政に建てさせ、運営を自分たちでするんだという決意をされた。全国でここだけです。これはすごいことです。今から考えると、この精神はものすごく先をいっていたと思うし、これを大事にしなければならないと思っています。ではなぜ私たちが行政のセツルメントというか隣保館をこれだけ大事にしながら

ら固守しながらも未だに議論できないのかということ。

○行政責任論から公的責任論へ

これは行政責任論という我々の運動の弱さにあると思っています。ここから先は皆さんと意見がわかるかも知れませんが、私なりの意見を言います。

オールロマンス事件は、行政の課題を明らかにしたという意味では、非常に良かったと思います。行政が果たす役割は何かということ、差別はないと言っていた中で行政の役割を見えさせたことも確かにその通りだったと思います。しかしながらあの事件の教訓というか、あの事件の成功例が我々の運動を行政の枠内に縛りつけてしまったのではないかと私は今、思うところがあります。ただ、それが悪かったというのではなくて、その枠から出ることが一方で必要だったけれども地域の脆弱性や行政に任せる安心感もあり、その枠からなかなか出ることができなかったのだと思います。もう一つは、日本型の福祉に対する行政責任論の根強さだと思います。

1938年にイギリスのヴェバリッジがヴェバリッジ勧告を出し、「ゆりかごから墓場まで」という福祉政策ができます。イギリスの福祉政策を日本に持ってくる時にそれを持ってくるんです。これが当時の社会保障制度審議会に諮かれて、これが雛形になります。つまり福祉は、弱い人たちの問題であり、ゆりかごから墓場まで行政がその人を支える責務を果たさなければならぬということが確立します。これがものすごく大きいと思っています。行政責任における位置付けです。

ただヴェバリッジは、それから6年後の1943年に『ボランティアアクション』を出して、自分の意見は一部間違えであったと言っています。それは何かというと、行政が事業に責任を持ち事業をするのはもちろんだが、住民の参画、つまり福祉は弱い人だけの問題ではなく、地域住民すべての課題であると捉え、参画させる機能をつくること、つまりボランティアなアクションをつくっていくことこそが両輪のごとくなくされなければならないと言っています。

ただ、このボランティアアクションは表に出ることがありませんでした。もう一つ1960年エイブスという人が『エイブスレポート』というのを出しました。このエイブスレポートの中で、もう一人、在宅福祉の考え方の中で、住民が助け合う機能を高めなければ、本当の意味で

の地域回復はできないと書いているのです。日本もアメリカの在宅福祉の政策を持ち込みますが、そのとき我々はどう捉えたかという、家族介護を推進するものだとして捉えてしまいました。つまり古き日本の家族責任論といのがあったと思います。あの議論とどうも重なって別の議論になってしまい本質からズレてしまいました。彼の言うところの地域での支え合いの議論がどこかへ飛んでしまいました。そのことによって我々もそうですが、福祉やこういう問題については、行政が責務としてやらなければならないということになりました。そこから出ることは行政責任の放棄だという議論になってきました。つまり行政責任とは何かという議論をどこかでしておかなければならない。私は公的責任という考え方に変わるべきだと思っています。

例えば、識字学級を考えたときに、差別の中でおばあちゃんが字を書けないということは、貧困で学校に行けなかったんだから、おばあちゃんの責任ではありません。けどずっと書けないから、ずっと自分のアテンドをしろ、支援をしろということが続くのかということ少し違います。例えば、色んな制度のなかで相談もして、私たちが言ってきたのは、「おばあちゃん、今、書けへんのはおばあちゃんの責任ちゃうけども、今、書いて、みんなで勉強できるという機会があんねんから、一緒になって勉強しよう」と言ってやってきました。その姿に打たれて、周りの人や行政の人たちが識字運動を盛り上げてくれました。私も、自分の地域のなかで、非識字の人の姿をみてきました。文字が書けない、でも、冬の寒いなか、汗だくになってガチガチになって鉛筆でぐるぐる書き、鉛筆の持ち方から練習する姿を見てきました。つまり何が言いたいかというと、まずえんぴつを握る作業を俺らがやないと、次の広がり生まれません。その作業まで行政に任せてきたんではないかということ運動はもう一回、点検する必要はないかと思っています。

僕、東大阪で住宅管理を今やっています。公的責任論における住宅管理を行政に任せておいたら安心だというのはもう幻想だということを山のように見てきました。自分たちでやってきたからこそ、行政と一緒に事業をすることの必要性とか、大事さというのが痛いほどわかりました。そういう意味ではこれまでの行政責任論をどう発展させるのか。批判ではなくて、どう発展させて自分たちが参画をする、つまり『ボランティア・アクション』に言われて

いるような地域のなかにおいての自分たち当事者の役割をどう発揮させていくのか。その意味での住吉の隣保館は、歴史の成り立ちも経過もこれからやろうとしている地域福祉のアクションを含めて、私は模範になるべきだし、これを宣伝しないことを運動としては本当にもったいないと思っています。そういう意味で、少しこれから繰り返し広げたいと思っています。その意味で今年の100年をちょっとクローズアップをさせて隣保館との対比みたいな形にしてきたということです。

《6.18 大阪北部地震の教訓から見えてきたこと》

この写真は、私の家です。地震でぐちゃぐちゃになりました。もう、びっくりしました。茨木で全壊3戸、半壊60戸、一部損壊2915戸。当初の避難所が75箇所、避難者数が723人。62,000戸のガスが止まって大変でした。

茨木というところについて少し説明します。近年、茨木市は「隣保館なんて要らない」とずっと言ってきました。同和事業との決別で、大阪市に次いで橋下さんのやったことを真似しようということで、もう大変でした。僕らもいろんなケンカをしました。でも、この地震で、最後40日間、隣保館が避難所になりました。最初は173箇所開いたんですが、そのうち4つだけ残りました。3つの隣保館ともう一つは男女共生センターです。僕は、なぜ隣保館は最後まで避難所になるのかとわざわざ聞きに行きました。そしたら行政がどう言ったかということ、職員が配置されているということ、冷暖房等があるということ、和室など多様な部屋が提供できること。そしてここからが大事ですが生活相談と一体になって被災者支援ができる歴史がここにあるということでした。そしてもう一つ避難を支えるネットワークがここにはあるということでした。それはなにかということフードバンクです。これは私ではなく行政が言ったんです。「でも、その隣保館をなくそうとしたのは君らやないか」と言ったら、それは「前の市長やし」と言っていました。

フードバンクや地域とか色んな人が助けてくれたことで、色んなこと見えてきました。地震から1カ月後に、集中豪雨で近所の川が氾濫するかもしれないという時、うちの隣保館には82人の避難者がいました。うちの隣保館をご存知だと思いますが、入られないぐらいの人が車で来て大混乱になりました。そして「なんでみんな来たんですか」と聞いたら、「『ここへ

来たらちゃんと見てくれんねん』とみんな言うてんねん」と言ってくれました。

隣保館という機能がこうやってみんなに見てもらっているとわかりました。地震の時はフードバンクが水やパンを供給してくれました。それらが地域に広がっていっているとよくわかりました。隣保館というのが非常に大事だと思いました。だからこそ隣保館を避難所にしながら、地域の中でできることをしようと思いました。

もう一つ。私も公務員をしていたのでわかるんですが、A号配置、B号配置で職員が配置され、避難所が開きます。大阪市も一緒です。だけど行政でできないことがあります。何だと思いませんか。「避難してください」という呼びかけです。これは、絶対に行政にはできないんです。地域の人じゃないと無理です。私も何人か、引っ張りだしました。そのことなどについては、今度のNHKの特番でインタビュー受けました。つまり、地域住民と行政が一体となって施設運営をしているこの隣保館というのは、避難所とか、安心のまちづくりとか、ものすごく地域のなかで役に立つということです。

○「避難行動要支援者名簿」をめぐる

もう一つ。実は東北の地震のときに、要援護者の名簿をつくるというのが法律で決まりました。ほとんどの市町村は、この名簿を持っています。しかしながら、この北部地震のときには、機能しませんでした。唯一機能したのは、豊中でした。これは社協がしっかりしているからです。茨木は、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）という制度があって、このCSWがいきました。しかしこのCSWも同和地区発祥だからといって、前の市長が潰そうとしました。これがいきたから、茨木もなんとかいけました。あとの高槻や枚方は、要援護者の名簿を持っていながらも安否確認にまわられなかったと読売新聞が批判したんです。総持寺は1日で小学校区と地域のなかのすべての人の安否確認が終わりました。なぜまわられたかという、うちの地域は名簿があったからです。安心ドアセンサーという、48時間ドアを開けなかったら周りに鳴り響くブザーを一人暮らしのところにつけてあるのでその同意名簿があります。あるいは、ふれあいサロンや見守り支援で安否確認をやっている事業があります。東大阪では地域見守り券というのを配っているのです。その安否名簿があります。つまり名簿があるからまわられたんです。そして分担ができたんです。なぜ分担ができたかという、普段から分担しているからです。

私、思ったんです。安全安心のまちづくりで避難訓練もちろん大事だからやらなければなりません。それももちろん勉強になりますからやります。でももっと大事なものは、普段からまちづくりをするということがなければ本当に非常時に動かないということを感じました。

地域の中で支える住民の仕組みがあったところとなかったところ、北摂でも極端にわかれましました。NPOをつくって普段から相談会を開いているところは、即座に機能したし、すぐに炊き出しもはじまりました。そういう意味では隣保館を核にした色んなことがこの事例からも見えてきたと思っています。

少し予定より時間がオーバーしてしまいましたが、以上で報告を終わります。（拍手）

■ 沖縄訪問報告

辺野古基地移設反対、 「オガリ像」の沖縄での設置を求めて

友永健三

（公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 理事長）

昨年の11月19日（月）～22日（水）まで、辺野古基地移設反対、「オガリ像」の沖縄での設置を求めた「沖浦会」の沖縄訪問に参加しました。参加者は私も含めて8名でした。以下は、その簡単な報告（拙い短歌を交えた）です。

《神戸空港→那覇空港→嘉数の丘 →佐喜真美術館→名護市のホテルへ》

11月19日（月）、神戸空港から午前8時40分発の飛行機で那覇に飛び11時前に到着。那覇空港で昼食に沖縄のモズクソバを食べました。

那覇空港 着きて味わう モズクソバ

これから学ぶ 歴史と今を

その後、レンタカーを借りて宜野湾市（ぎのわんし）にある沖縄戦の激戦地跡である嘉数の丘（かかずのおか）に向かいました。この丘には、3層の塔が建てられていて、3階は、普天間飛行場が見渡せる展望台になっていました。また、この丘には、激戦で亡くなった人々を追悼する碑がいくつか建てられていましたが一番印象に残ったのは、戦争で亡くなった韓国人のびとを追悼した「青丘の碑」でした。

沖縄の 激戦の地に 碑あまた

中に聳えし 青丘の碑かな

次に、30分ほど車で走り、普天間空港に挟まれた一角にある佐喜眞（さきま）美術館を訪問しました。美術館では、型絵染作家の長尾紀寿さんの作品の特設展示をしていましたが、なんとといっても圧巻は丸木位里、俊夫妻の手になる壁一面の「沖縄戦の図」（縦4尺、横8尺）でした。

この絵について、佐喜眞道夫館長から30分間ほど丁寧な説明がありました。特に印象深かったことはこの絵の左下にある「集団自決とは手を下さない虐殺である」という解説を紹介されたことと、「この絵に描かれている亡くなった民間人は、全て目が描かれていないが、中央にある生き残った三人の若者だけには、目が描かれていて、この絵を見ている人に、この絵を見てどう思うかを問いかけている」と語られたことでした。

虐殺と 集団自決に 囲まれて

若者三人 何を語るか

館内での説明が終わり、建物屋上に上がり、美術館の建物や普天間飛行場についての説明を聞いた後、館長も交えて記念撮影をしました。なお、美術館では、岩波ブックレット No. 904 佐喜眞道夫『アートで平和をつくる 沖縄・佐喜眞美術館の軌跡』を買いました。

美術館を後にして嘉手納空港の近くにある「道の駅嘉手納」でコーヒー休憩をしました。ここでも、建物の屋上から嘉手納空港が一望できました。

その後、高速道路を使い、午後6時に名護市にある「ホテルゆがふいんおきなわ」に到着。夜は、近くの居酒屋「竹の子」で、泡盛を頼み、おつくり、豆腐餅（とうふよう）、ゴーヤサンプルなどを堪能しました。

豆腐餅 気に入リ注文 寺木さん

泡盛のあてに 4, 5個も食べる

《名護市辺野古のキャンプシュワブテント村→浜テント→大浦湾視察→那覇福州園→那覇市内のホテルへ》

11月20日（火）は、朝8時20分、レンタカーに乗りホテルを出発、山越えをして辺野古基地建設現場があるキャンプシュワブに向かいました。1時間ほど走ってキャンプシュワブの手前に到着しましたが、ダンプカーがずらりと並び、前へ進むことができませんでした。基地建設に反対する人々の抗議でダンプが基地へ入る

ことを阻止されているからでした。これでは、反対行動をしている現場までたどり着けないということで、Uターンをして別の道から現場に向かうことにしました。

途中、反対運動の現状の話をお伺いすることになっていた安次富浩（あしとみひろし）へり基地反対協共同代表に電話をすると、ダンプの搬入が始まり基地前までの道路が使えるようになったことを知りました。このため、もとの道に戻り10時前にテントが張られ抗議行動がおこなわれている場所に到着。

現場では、年配の女性がハンドマイクを片手で持って、沖縄県民の民意を踏みにじった基地建設に反対するアピールを行っていました。

抗議行動に参加した私たち8名も、それぞれ短い連帯のアピールを行いました。私からは、7月に、すみよし隣保館 寿で、辺野古基地建設に反対する大阪集会を開催したこと、「オガリ像」を読谷村にある金城実さんの自宅に送り届け、できる限り早く沖縄の地に建設したいことを訴えました。

次々と マイクを持ちて アピールす

辺野古基地反対 テントの前で

その後、海辺に設置されている浜テントに移動。ここで、安次富代表から辺野古基地移設に至る歴史、現状についての説明がありました。特に印象に残ったのは、埋め立てを強行しようとしている海底には活断層が走っていること、地盤が極めて軟弱であることが判明してきているという点でした。最後に、沖縄の民意を無視して辺野古基地移設を強行しようとしている安倍政権を倒すための野党統一と若者の奮起への期待を表明されました。

美しき 海をば 基地にさせじとて

熱弁振るう 安次富代表

その後、わんさかパークへ移動し昼食。私は天井を頼みましたが、エビが2匹、野菜がたっぷりの天ぷらどんぶりで、お値段は600円と格安でした。

昼食後、グラスボートに乗り、大浦湾を視察しました。船長兼ガイドは若い西原ルカさんで、前半はサンゴと魚が群れるゾーンを、後半はブイで囲まれた基地建設予定ゾーンを巡りました。大浦湾一帯は美しい海で、グラスボートからは20尺の深さがあるところでも海底にサンゴや魚をくっきりと見ることができました。

様々な サンゴと魚 生息す

大浦湾を 壊すべからず

1 時間ほど大浦湾の視察をしたのち、安部地区に車で移動し、2016年12月13日にアメリカ軍のオスプレイが墜落した現場を見ました。

2時50分に安部地区を離れ、高速道路を利用し那覇に戻りました。途中、伊芸（いげい）サービスエリアで休憩し、展望台から金武湾（きんわん）に浮かぶ浜比嘉島（はまひがじま・金城実さんの生誕地）を眺めました。

16時10分 那覇市内にある福州園を見学しました。この庭園は、琉球王国があった時代、琉球は中国との関係が深く、福建省の福州から様々な技能を持った人々が沖縄に着て久米村（くにんだ）を形成し、各方面で活躍した歴史を踏まえて作られた庭園です。

福州と 深い繋がり 示しおり

福州園の 木々と 建物

5時過ぎに、東急イン新都心おもろ町店に到着。しばらく部屋で休憩の後、今年の10月に、反差別国際運動（IMADR）の広報スタッフになられた阿部 藹（あべ あい）さんとホテルから車で10分ほど走ったところにある「ばいかじ（南風）」で夕食・懇談をしました。

阿部さんは広島市内の出身で、京都大学法学部を出てイギリスのエッセクス大学で学ばれ、NHKのディレクターもしておられた方です。IMADR ジュネーブ事務所の小松泰介さんとの繋がり、IMADRのスタッフになられたとのことでした。

2時間ほど懇談し、ホテルに戻り休みました。

《那覇→読谷村の金城実さん宅→恨の碑がある丘→残波大獅子→サトウキビ畑の歌の碑→チビチリガマ→シムクガマ→座喜味城址→那覇》

11月21日（水）は、8時40分ホテルを出発、1時間ほどで読谷村の金城実さん宅に到着。



中国のお茶をよばれて、金城さんからアトリエや庭に並べられている彫刻作品についての説明を聞きました。住吉から送った「オガリ像」は、小型

の「オガリ像」とともに、自宅の横の道路に面したところに8つの木枠の箱に入れられたまま置かれていました。これらの像の説明をかねて「水平社宣言」と「オガリ像」が大阪から運ばれてきた際の金城さんと友永健吾支部長が写真に写っている地元の新聞記事とが掲示されていました。

オガリ像 八つの箱にて 横たわる

組立て待ちで 金城宅で

オガリ像の前で、記念撮影をし、車で10分ほど走って、「恨の碑（はんのひ）」がおかれている丘に行きました。金城さんの説明では、「恨の碑」とは第二次世界大戦末期の沖縄戦に強制連行され、犠牲となった元朝鮮人軍夫たちの思いを刻んだ碑で、この像には、連れ去られ、引き裂かれていく家族（縛られて連行される夫）とその足にしがみついた母、さらに銃で殴りつけようとする日本兵の姿が描かれています。

韓国からも、の地を訪れる人は少なくないとのことで、この日も碑には、韓国の靴や花、お酒などが供えられていました。



韓国の 花、靴、お酒 供えたる

恨の碑があり 読谷の丘

金城さんの話では、この丘に「オガリ像」も設置してはどうかと考えているが土地の所有者との話し合い、台風等がきても大丈夫なように設置できるかなど検討が必要だとのことでした。

次いで、残波岬にある「残波大獅子」→「サトウキビ畑の歌の碑」→チビチリガマ→シムクガマを見学しました。

この内、チビチリガマは、1945年4月に83名の「集団自決」があった場所で、2017年9月には、千羽鶴（平和学習で訪れた中高生が持参）が引きちぎられて放り出され、遺骨が集められている部分も荒らされるなどの事件が生じ、沖縄本島中部の16歳、18歳、19歳の無職少年と17歳の型枠解体工の少年が器物損壊容疑で逮捕されました。4人は保護観察処分を受け、遺族への謝罪、ガマの修復や清掃、ガマでの集団自決に関するレポートの作成などを行

っていますが、金城さんもこれらの少年の立ち直りを目指し、ともに野仏の制作などに関わっておられるとのことでした。

ポッカリと 口を開けたる チビチリガマ 暗闇の中 冥福祈る

その後、農協で昼食、私は野菜ソバを食べました。昼食後、読谷村役場の横にある伝統工芸品の織物を制作、展示販売している読谷山花織（ゆんたんざはなうい）を見学しました。

その後、世界遺産である座喜味城址（ざきみじょうし）を散策しましたが、台湾から新婚カップルが記念撮影をしていました。なお、この城址に隣接して今年6月開設されたユンタンザミュージアムは、休館日のため、見学できませんでした。

台湾の カップル来りて 写真撮る 座喜味城址 城壁の上

2時40分に車で那覇に戻り、4時10分ホテル着。ホテルで少し休んでからモノレールで、おもろ駅から県庁前まで移動、5時半頃夕食会場の「りーさん堂」に到着

ここへは、7月7日、すみよし隣保館 寿で「辺野古は今 沖縄と連帯する大阪集会」にお招きした緒方修さん（東アジア共同体研究所琉球沖縄センター長）も合流、玉城デニー沖縄県新知事誕生の背景なども聞かせていただきました。緒方さんによれば、自民党や公明党の力の入れようは大変なもので、選挙結果が出るまでは、玉城氏が敗れるのではないかと思っていたとのことでした。

参加者の自己紹介後、金城さん、緒方さんをお互いに交え、泡盛で杯を重ね、色々と議論が盛り上がりました。

金城と 緒方の両氏 交えたる 夕食会で 論議伯仲

午後9時前に夕食懇談会を終え、タクシーに分乗し、ホテルに戻りました。

《沖縄県平和祈念資料館→平和祈念公園→ひめゆりの塔》

11月22日(木) 午前9時、糸満市にある沖縄県平和祈念資料館に向けて車で出発、10時過ぎに到着。平和資料館は国立でなく、県立。県立がゆえに、先の戦争での沖縄戦の実相を抉り出すような展示がなされていました。国立ならば、こんな展示はできなかつたと思われます。とりわけ、住民が犠牲になった当時の様子

の証言を並べた部屋は圧巻で、145名155件の証言のポイントをA3サイズの紙に10枚程度にまとめたものが、15テーブルほど並べられていました。売店で、『三訂版 高等学校 琉球・沖縄の歴史と文化』を買いました。

米軍の 艦砲射撃と 空爆と 火炎放射を 受けし沖縄

その後、平和祈念公園を、公園内を巡る車に乗って回りました。この公園は毎年沖縄戦終結の日とされている6月23日に慰霊祭が行われる場所で、園内には、各都道府県別の戦争犠牲者の霊を慰める碑が設置されていました。また、強制徴用され、軍役に従事させられた韓国人を祀る慰霊の塔も建てられていました。

平和祈念公園を後にし、魂魄の塔（こんぱくのとう）がある場所へ移動。この塔は、1946（昭和21）年2月、島尻郡真和志村（まわしそん、現在の那覇市の一部）の住民によって建てられたもの。「周辺に散乱していた遺骨3万5千余柱」の遺骨を納めたとされ、敗戦後最も早い時期に建てられた慰霊碑と言われています。この碑には、翁長助静さん（故翁長雄志知事の父）によって詠まれた「和魂となりし しづもる おくつきの み床の上を わたる潮風」との歌が彫られていました。

その後、ひめゆりの塔まで移動し、近くの食堂でお昼を食べました。

私は4時過ぎの飛行機で帰阪するため、お昼を済ませて、バスで糸満市バスターミナルを経由し赤嶺駅まで行き、そこからモノレールに乗り換え那覇空港へ向かいました。

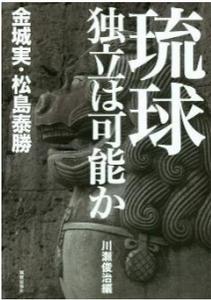
午後5時前に飛行機（SKY596便）は那覇空港を離陸 午後6時半に神戸空港に着陸、午後9時ごろ帰宅しました。

《3泊4日の旅を終えて》

3泊4日の短い沖縄訪問でしたが、改めて、先の戦争で沖縄が蒙った甚大な被害や沖縄が現在置かれている状況を実地に学ぶことができました。また、金城さん宅におかれている「オガリ像」をできる限り早い時期に沖縄の地に設置することができるように、大阪・住吉の地でも頑張ることの必要性を強く感じた旅でした。

最後に実り多い企画の立案と全日程車の運転をしていただいた『アジぶら通信』の小村 滋さんに心よりの感謝を申し上げます。

【追記】①今回の沖縄訪問と並行して、金城実・松島泰勝著、川瀬俊治編『琉球独立は可能か』解放出版社、2018年2月 を読みましたが、この本は沖縄がたどってきた歴史、先の戦争で蒙った被害、辺野古基地移設反対運動の状況、さらには独立に向けた動向等が豊富に紹介されている好著です。一人でも多くの方にお読みいただきたいと思います。②沖縄県知事選挙結果で県民の民意が示されたにも関わらず、昨年の12月14日、辺野古での土砂投入が開始されました。これに対して玉城デニー知事は、記者会見で「沖縄県民の抗議と怒りの意志が強まるだけだ」と表明しています。



■ 隣保事業推進協会のうごき

2019年 住吉地区新年互礼会の報告



さる1月10日（木）午後6時半より、道頓堀ホテルにおいて「2019年住吉地区新年互礼会」が開催されました。国会議員、府議会議員、市議会議員、住吉区・住之江区行政関係の方々、住吉連合地域活動協議会の方々、住吉・住之江区内の関係団体の方々、住吉・住之江区内の学校・PTA関係の方々、住吉地区内関係団体の方々、各方面より多くの方に、ご参加いただきました。

はじめに、主催者を代表して（公財）住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長よりあいさつがありました。2018年を振り返り、住吉隣保

事業推進協会の取り組みに多くの支援が寄せてくださった方への感謝の言葉が述べられ、また昨年末、解体が始まった市民交流センター北より、移設されたオガリ像が沖縄の地に届けられたことなどの報告がされました。さらに、2019年は、日本が国際人権規約に批准し40年目を迎える節目の年であり、SDGs（持続可能な開発目標）、アイヌ民族、性的少数者の人権を守る法律の制定など、人権、平和が守られるための施策や法律制定への取り組みに、発展が期待される年であることが述べられました。また改正された社会福祉法では、地域課題を住民自ら解決する取り組みを進めていくことが掲げられており、すみよし隣保館 寿も、財政問題等の課題を乗り越え、その役割を果たしていく決意が述べられました。そのためにも、隣保事業へ一層の理解と支援を要請し、あいさつを締めくくりました。

理事長のあいさつの後、つづいて部落解放同盟大阪府連合会 住吉支部 友永健吾支部長が、特別報告を行いました。

1960年に旧住吉隣保館が開設されて以降、1977年の新築移設や施設名称の変更を経ながらも、住吉地域で差別撤廃と人権尊重の社会づくりに取り組み続けてきた拠点施設（閉鎖時名称：市民交流センターすみよし北）の解体が始まっていることが報告されました。

今後は、解体後の跡地の活用が地域の課題となることが提起され、跡地の暫定利用を通じた地域のつながりを土台に、住吉地区住民のみならず住吉小学校区、住吉連合町会、区民・市民のためになる恒久的な跡地活用のあり方について、知恵を出しあうことが呼びかけられました。

報告の後、来賓の衆議院議員（佐藤議員）、府議会議員（河崎議員、中村議員）、市議会議員（多賀谷議員、上田議員、伊藤議員、）のみなさまより一言ずつごあいさつをいただきました。

つづいて恒例の鏡割りが行われ、住吉連合地域活動協議会の鈴木会長の発声で乾杯が行われました。その後、食事を取りながら和やかな懇談があり、参加者一同親睦を深める機会となりました。最後は、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部 森本書記長が締めくくりの挨拶を行い閉会しました（参加者数71名）。

ご寄付のお礼とお願い

以下、この間、ご寄付をいただいた個人様・団体様です。

全京熙様、レディバード（川端真澄）様、村井英見様、ビギナーズ（三木進二）様、あゆみ会様、医療法人ハートフリーやすらぎ（後岡晃一郎）様、大橋奈美様、矢野直雄様、福井労働行政事務所（福井敏光）様、アロハビューティーズ様、豊篁会（佐々木百合子）様、太極拳なごみ様（順不同）

以上皆様以外にも、お名前の公表を希望されない方が2名おられました。

この紙面にて、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自主学习支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。

具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております）。

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。

私たちの取り組みにご理解とご協力をぜひお願いいたします。

公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます。（詳しくは事務局までご相談ください）

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店（店番号：471）
普通口座（口座番号：1606068）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店（店番号 041）

普通口座（口座番号 0115047）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
住吉隣保事業推進センター

（大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15

電話 06-6674-3732）

*ご寄付の際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

＜年会費＞ 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会

ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行いたします。



